

【大田区消防団運営委員会】

『議事録』

令和2年10月19日 開催

1. 開 会

【区事務局】

それでは、ただいまから大田区消防団運営委員会を開催させていただきます。

初めに、本委員会の成立要件を皆様でご確認いただきたいと思います。本委員会は特別区の消防団設置等に関する条例の中で成立要件が定められております。委員の皆様の半数以上の出席、これをもって成立とすることとなっております。本委員会の委員の皆様は総勢21名です。本日お二人だけ残念ながら欠席ですが、19名出席でございますので、本委員会が成立しているということを皆様とともにご確認をしたいと存じます。

続きまして、本委員会について簡単にご説明をさせていただきます。消防団運営委員会は、消防団の組織の整備を図り、その運営を円滑に行うため、特別区の消防団の設置等に関する条例に基づき、都知事の附属機関として特別区ごとに設置されているもので、都知事の諮問に応じ、審議、答申することとされております。これが本委員会の趣旨でございます。また、この委員会は公開することが原則となっております。従いまして、ホームページでも公開しておりますし、傍聴人も募っております。また、議事録につきましても、併せて公開することとしておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

それでは、皆様にお届けしております資料を確認させてください。初めに次第がございます。それから委員名簿、委員の皆様の名簿でございます。それから座席表それから資料1番、資料2番、3番、4番、5番、その後に、別添えという形で1枚ございます。お届けしている資料は以上でございますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

2. 委員長挨拶

【区事務局】

それでは、開会にあたりまして、委員長からご挨拶申し上げます。

【委員長】

皆様、おはようございます。

本日は大変お忙しいところご出席をいただきまして心から御礼を申し上げます。

本日、皆様にご審議いただく内容は、令和2年8月3日に東京都知事から諮問され、答申期日が令和3年7月31日までとなっております。令和2年度に2回、令和3年度に1回の計3回の委員会を開催し、答申をまとめていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いを申し上げます。

諮問内容は「水災時において消防団員が効果的に活動する方策はいかにあるべきか」になります。地域に密着した消防団は、消火活動や防火防災訓練の指導など、平素から献身的な活動をし

ていただいております。水災時においても、その活躍が大いに期待されるところでございます。近年は地球温暖化に伴います気候変動等の影響により、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しており、甚大な被害が毎年のように発生をしております。昨年は大田区におきましても台風15号、台風19号が区内各所に大きな爪痕を残し、区民生活に多大な影響を与えました。消防団の皆様には、避難誘導、浸水防止活動、巡回広報などに従事していただきましたが、こうした中で、消防団の活動体制、避難所支援等の対応、装備資機材、分団本部施設の充実強化などの課題が抽出されたところでございます。これらのことから水災時において消防団員が効果的に活動するための具体的な方策について諮問がなされたものでございます。

本日は前回の諮問事項「特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか」の答申及び対応方針の説明後に、今回の諮問事項に対するご審議をしていただく予定となっておりますので、委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。いろいろとご討議を賜りますようよろしくお願いを申し上げてご挨拶にさせていただきます。

【区事務局】

どうもありがとうございました。それでは続きまして、皆様のお手元に委員名簿をお届けしてございますが、私から本日の委員の皆様をご紹介させていただきます。

----- 中略 -----

皆様どうもありがとうございました。委員の皆様のご紹介は以上でございます。

3. 議 事

【区事務局】

それでは、以降の進行につきまして、委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【委員長】

それでは、しばらく私のほうで座長を務めさせていただきます。初めに、前回の諮問事項であります「特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか」に対する特別区消防団運営委員会の答申及び対応方針についてご説明をお願いいたします。それでは、幹事署であります矢口消防署の警防課長にお願いを申し上げます。

【矢口消防署警防課長】

皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、前回の特別区消防団運営委員会の答申結果、それを踏まえた対応方針についてご説明をさせていただきます。

それでは初めに、お手元の資料1をごらんください。まず、諮問事項につきましては、先ほど委員長からご説明がございました通りでございます。「特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか」というものでございまして、こちらは平成31年から令和2年3月までが審議期間でございました。

続きまして諮問の趣旨でございます。1ページの中段をごらんください。首都直下地震等の発

生が危惧される中、消火や救出、救助において、まさに地域防災力の要としての消防団員は減少を続け、結果として地域防災力の低下が懸念されております。そのため、総務省消防庁から各自治体に対し、特定の活動、役割のみに従事する機能別団員の制度導入について要請がございました。また、平成30年1月には、消防団員の確保方策等に関する検討会の報告書により、大規模な災害時に消防団活動を行う機能別の団員であります大規模災害団員の導入が提言をされたところでございます。これを受けまして、機能別団員のさらなる拡充、特別区消防団の組織力を強化するための方策についてご審議をいただくといった趣旨でございました。

これを踏まえ、前回、大田区消防団運営委員会でご審議をいただき、答申をさせていただきました。1点目として、機能別団員のさらなる拡充。2点目といたしまして、大規模災害団員のあり方についてであります。また、委員の皆様からのご意見を賜りましたので、消防団の魅力向上、入団促進、装備資機材等の整備、これらを踏まえご審議いただきました。

資料を1枚おめくりください。こちらは、概要を説明させていただきます。大田区としては、地震、風水害などの大規模災害時に活躍が大きく期待される消防団員が減少傾向にある中で、消防団員の確保は特別区消防団においても喫緊の課題である。本答申結果を生かし、各消防団は地域に根差した従来からの基本団員をしっかりと確保しつつ、地域の特性に応じた機能別団員の制度導入を推進することにより消防団員の充足率が向上し、また、基本団員の負担が軽減をされる。消防団の魅力向上のための処遇改善やSNS等を利用した消防団員の活動紹介などの効果的な募集広報、さらには安全で活動負担の少ない装備資機材や被服等の導入を検討することにより、さらなる特別区消防団の組織力強化が図られることが期待される。以上が答申書の概要ということでございました。

それでは、当大田区からの答申、それから他の各行政区からあがりました答申をまとめた都知事への答申書の概要、これを受けまして、今後、特別区の各消防団が対応していくものとされた対応方針、これを記載したものがこの裏面の2ページ目でございます。この中に黄色のマーカーが引かれた部分がございます。これが大田区の答申が反映された部分ということでございます。補足説明をさせていただきますと、まず基本団員という言葉がございました。これは、現在、所属されている消防団員を表す言葉でございます。機能別団員と申しますのは、その中で様々な任務や役割に特化した、それぞれの機能を有する団員、これを指す言葉でございます。また、大規模災害団員、この言葉は震災時や大規模な風水害時、こういった非常時、大きな災害の時のみ活動を行う機能別団員。ただし、平素の活動にも参加いただくことについてはなんら阻むものではないというところを、まず、言葉の定義としてご説明させていただきました。

まず、機能別団員のさらなる拡充というところですが、消防団員それぞれに任務というものがございます。これは消防団と申しまして、災害対応、火災や救助の対応以外にも、平素から災害がない時に応急救護訓練の指導、あるいは各町会、自治会等の防火防災訓練の指導、それから消防団の広報活動、また、各種大規模イベント等に行われます警戒活動がございます。また、こういうもののうち、機能別団員をどなたにという対象者の部分でございますけれども、女性や学生、家庭、仕事等の事情でどうしても消防団の活動を続けていけないと、今まではそういった事情でやむなくお辞めになる方もいらっしゃいました。ただし、先ほど申し上げましたように、こういった方はいろいろな任務、全てをやるということになると負担が大きいというものでござい

ますので、この辺の制限をしよう。これが機能別団員ですので、こういった方を対象にしてはどうかというところでございます。

また、処遇、あるいは服装、装備の部分でございます。これにつきましても、応急救護訓練指導、防災訓練指導、これは従来の活動服でやっていただく必要がありますので、原則として基本団員とは差異を付けない形でいかがという内容でございます。

次に階級でございます。現在、消防団は消防団長を筆頭に消防団員まで7つの階級がございます。その中で、まずは原則として、団員というお立場で機能別団員としてはいかがかという事でございます。

また、配置先ということですが、消防団は、まず組織の中心として消防団本部というものがございます。その下に各地域、エリアごとに分団という組織がございます。この分団についても分団の本部というものを持っておりまして、役割に応じてそれぞれの団員が任務に就いているところでございます。ただし、これも当大田区の運営委員会でも消防団員にアンケートを取らせていただきました。また、他の行政区において行われた運営委員会においても、同様にアンケートを取った運営委員会が多くございまして、その中で団本部付けがいいというご意見、いやいや分団本部付けがいいというご意見、約半数に割れたという形でございます。これを受けまして、対応方針といたしましては各消防団の実情に応じて、機能別団員の所属配置先については団本部、または分団本部を指定していくということになったわけでございます。

続きまして、大規模災害団員の任務等につきましては、避難誘導、いろいろな災害情報の収集、消火、救助活動等の支援にあたる。対象といたしましては、やはりこういった非常時の活動を行う関係上、いろいろな技能、知識が必要ではなかろうかと。それを受けまして、対象といたしましては消防職員OB、あるいは消防団員OB、また医療関係従事者、医療系の知識、経験をお持ちの方々を対象としてはどうかというものでございました。また、後程の議論の中での資料としても提示をさせていただいておりますけれども、消防団員につきましては定数というものがございます。この中で、極端な話をすれば、半分以上が大規模災害のみの団員となれば平素の活動に支障をきたすという観点から、大規模災害団員に関しましては、ある程度内の人数として制限をしてはどうかという答申でございます。

また、処遇、服装につきましても、服装については活動に必要なものを支給させていただく。また、実際に活動をしていただいた費用弁償、退職報奨金等につきましては基本団員と同額。また、年額の報酬という形については少し基本団員のほうとの差があるほうがよろしいという答申でございました。

階級につきましても、先ほどと同様、原則、団員ではいかがかと。ただし、非常に知識、技能が優れており、リーダー的な素質、そういう存在となるべき団員の方がいらっしゃる場合については、1つ上の班長という階級でどうかというものでございます。

また、配置先につきましては、機能別団員と異なり、各消防団の管轄区域全域での活動が前提、あるいは期待されているということでございますので、消防団本部の指揮統制の下、一元的な活動を大規模災害時に行う必要があることから、その配置先につきましては、団本部付けが妥当ではないかといった答申でございます。

簡単ではございますけれども、前回の答申についての説明は以上でございます。

【委員長】

それでは、ただいまのご説明に対して何かご質問等がございましたらお願いをいたしたいと思
います。

(意見あり)

【委員】

引き続きの議論でございますので、しっかりと対応はできていると基本的には思っております。

また、消防団の皆様には大変日頃からありがとうございます。さて、ちょっと疑問に思った点
は、首都圏の直下型地震と違い、風水害というのは事前に予告ができる災害でございます。です
から、ここで情報伝達という部分がございますけれども、やはり2日前、3日前に十分な予測が
できます。当然、予測によってそれぞれの皆さんに正確な情報をお伝えするということが大切で
ございますので、その辺を逆に徹底すれば、被害もかなり軽減することができるのかなと思っ
ております。特に災害に対して弱い方々にしっかりとしたアプローチをして、避難所に移って
いただくとか、さまざまな対応を取っていただくことが直下型地震と違って非常に大切なこと
かなと思っておりますので、情報伝達をしっかりと区民の方々にしていただくことがポイントだ
と思っております。

それから、お話を聞いていて1点気になったのは、各小中学校に1校ずつということでござ
いますが、水害の場合、もちろん大田区全域に影響があるわけでございますが、やっぱり水は高
いところから低いところへ移るわけですから、水害が想定される箇所というのは非常に限定的
になると思っております。そういう意味では、ハザードマップ等を参考にしながら、一律に対
応するのではなく、水害が危険な地域に対して重点的な対応を取るべきではないのかと強く感
じさせていただきました。どちらにしても水害は地震と違い事前に予測がつくこと。そして高
いところから低いところへ水が移ること。一般的に言えば、水は2、3日しますと引いて
いきますので、そういった自然現象をしっかりと把握して、現場に即した柔軟な対応をして
いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

【委員長】

ちょっと今は他の議題ですが、今、そういうご質問が出ましたので、区事務局のほうから
答えさせていただきます。

【区事務局】

どうもありがとうございます。まず、1点目の風水害は事前にわかりますよという対応でござ
います。委員のおっしゃる通りでございます。この前も1週間ぐらい前から台風が来ますよ
という予報はございましたし、そういう意味で、現在進めているのがマイ・タイムラインとい
うことです。まだまだ周知できているとは言えないかも知れませんが、これからマイ・タイ
ムラインを普及させていって、それぞれお考えいただくと。消防団の皆様にも、どうい
うタイミングでどういことが起こるのかということを知っていただくということも必要か
と思っております。

2点目でございます。避難所を重点的にというご意見でございます。現在、一応89か所
という指定の仕方。これはまず1つありますのが、区民の皆様にはわかりやすいように
というのが1つございます。地震と風水害とを分けずに両方とも、何かあった時には
ここが避難所ですよと周知するのがわかりやすいかなということが1点ござ
います。それから、もう1つあるのが、避難す

る場所、区にはいろいろ施設がございますが、浸水想定区域の中で1階部分が使えないというのが結構あります。学校というのは3階、4階があるので使えるんですが、なかなか区の施設で3階、4階まである施設というのはないということもございます。そういったこともあって、今、我々として区民の皆様をお願いしたいのが、台風ですから早めにわかりますので、すぐそばだけではなく、一步先の学校や高台に向かって少し早く避難をしていただくということも考えられるのかなということで、一応89か所やっております。ただ、委員のおっしゃる通り、今、3密の状態になります。スペースが足りるかどうかがございます。他の施設もどこまで使えるか、それを検証しまして、できる限り、どんどんいっぱいになってきた時には、次はここ、ここということも考えながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

【委員】

ただ単に避難所だけの数ではなく、消防団の皆様方も含めた人員配置の件、これも同様に柔軟に考えていただきたいと思います。以上です。

【委員長】

ありがとうございます。それでは、いろいろなご質問がありましたら最後にまとめてお受けさせていただきます。それでは、先ほどの矢口消防署さんから前回の答申、対応方針の説明がありました。この件に対しての質問がございましたらよろしくお願ひ申し上げます。よろしいでしょうか。

(なし)

それでは次に入らせていただきます。続きまして、今回の諮問事項であります水災時において消防団員が効果的に活動する方策はいかにあるべきかにつきまして、同じく矢口消防署警防課長からご説明をお願いいたします。

【矢口消防署警防課長】

引き続き説明をさせていただきます。まず、資料2をごらんください。今回の都知事の諮問書につきましては、この資料2となります。令和2年8月3日、東京都知事から大田区消防団運営委員会の委員長であります松原区長に対して諮問がなされておまして、裏面にその内容を記載してございます。

1枚おめくりいただきまして、裏面の4ページ目をごらんいただければと思います。まず、諮問事項でございます。水災時において消防団員が効果的に活動する方策はいかにあるべきかと。諮問の趣旨でございます。近年の気候変動等の影響により、令和元年10月に発生した台風19号では都内各地で多くの消防団員が水災事象に対応し、避難誘導、土のうを活用した浸水防止活動及び排水活動などに従事をされました。こうした献身的な活動を行っていただいた中で、都内全域における消防団の活動体制、避難所支援等の対応、装備資機材、分団本部施設の充実強化など、さまざまな問題が抽出をされたところでございます。このことから、水災時において消防団員が効果的に活動するための具体的な方策というものにつきまして皆様にご審議をお願いしたいという趣旨でございます。なお、審議期間につきましては、令和2年8月から令和3年7月までということで、前回と比べ期間が短く、1年間の審議期間となっております。また、答申の期日でございます。答申期日につきましては令和3年7月31日(土)でございます。こちらまでに答申をということでございます。

それでは、引き続きまして、次の資料3、こちらの資料で諮問事項の内容と当大田区消防団運営委員会で検討していただく検討事項及びその検討の方向性につきましてご説明をさせていただきます。1番の諮問事項、2番の諮問の趣旨につきましては、ただいま説明した通りでございますので省略をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、次にA3の折り込みとなっておりますページがございます。こちらの7ページをごらんください。まず、右ページ、左ページという構成になっておりまして、左側のページにまずは浮かびあがったさまざまな問題につきまして、活動体制の問題と装備資機材、分団本部施設の2つに分けさせていただきました。「活動体制の問題について3-1」「装備資機材、分団本部の問題を3-2」として記載をしてございます。

まず、活動体制の問題といたしまして次の5点がございました。7ページに強調して書いてある黒字の部分です。1番、「災害状況等に応じた任務班の編成時期などに配慮が必要であった」と。この背景といたしまして、消防団も居住地団員、勤務地団員と2つパターンがございます。居住地団員というのは、もともと地域、地元にお住まいの方という形でございますけれども、この居住地団員に対して参集が早かったということがございます。今回は計画運休というものがございました関係上、勤務地団員あるいは消防職員の参集を早期にかけたわけがございます。これと各種気象警報等の発表に連動して活動する消防団、消防職員の現行の招集、参集計画と実際に各地域で発生いたしました災害、この発生時期とのタイムラグがございまして、実際、消防団の方も各種任務班を編成した後、災害出動等までの待機の時間が長かったというものが背景にございます。

続きまして、2番目でございます。「河川越水等によります浸水時の機能移転計画が定められていなかった」こちらにつきましては、台風19号におきまして、大型河川でございます多摩川あるいは荒川の流域エリア、特に我が大田区等の城南地域、それから江東、足立区などの城東地域におきまして、実際の越水、氾濫発生危険等が差し迫り、一部地域では実際に被害が発生したこと。また、堤防等の越水まであとわずかというエリアが広範囲に存在したこと。こちらを鑑みますと、万が一の場合、消防団施設への被害、これはすぐさま住民への救出、救助能力に支障をきたす結果となる。これにつきましては論を待たないところでございます。これに備えて、各分団が活動を継続していく機能維持のための計画が具体的に策定されていなかったということがございます。

続きまして、3番でございます。「広範囲の浸水などで消防団の活動が長時間となり、応援体制等が必要ではなかったか」というものでございます。今回、実際に被害が発生した地域におきまして、かなりの長時間の活動を余儀なくされております。大規模な気候変動による今後を考えた場合、現在行われております同一の消防団内における分団相互の応援、あるいは現場で活動をしている消防団員のローテーションでの対応のみではもう限界があるのではないか。ですので、消防団同士の応援体制を具体的に検討していく必要があるということがございます。

4点目でございます。「消防団の災害対応のほか、住民等から避難所運営支援等の要請が多く、対応に苦慮した」面がございました。これは避難所から避難者の移動をお願いしますという要請があったほか、避難所開設時の支援、あるいは避難所の運営支援をお願いしたいという要請がございました。また、各消防団が避難所に避難した方の中で応急手当などの必要があるのかという状況を確認に行ったわけがございますけれども、災害発生対応のために引き上げるよといった時

にちょっと苦情があった行政区もあったというものでございます。

5点目でございます。「超大型台風の発生など水災活動時の安全管理に不安があった」これは大規模な風水害の発生時など長時間活動に従事する場合、風水害に関するさまざまな知識、あるいは活動技術、また資機材の取り扱い技術について、それぞれの団員が習熟しておくことが各種の活動を安全に行っていく上での大前提であります。ただし、今般の状況を振り返ると、それらがやや不足していたのではないかとというものでございます。

続きまして、3-2、装備資機材の問題点について説明させていただきます。1番、「予想を超える水害に対する装備資機材の増強等が必要である」これは台風19号で各活動に従事した結果、浸水対応の資機材、例えば田園調布地区の浸水対応に出場いただきました団員の方は編み上げ作業靴とか膝上までの長靴を履いての活動でございました。これについては、いわゆる胴長といった装備で活動すべきだったのではないかと。また、現在保有している各資機材の数、その機能の能力、また、災害現状に対して分団本部からの人員、資機材搬送能力の不足といったものが露呈した、散見されたということでございます。

2番目でございます。「分団本部施設の待機スペース等が不十分であった」これは先ほど活動体制の問題点のはじめでご説明した部分とも関連しているんですけれども、今回は、二昼夜に亘っての参集、待機、活動拠点となった分団本部のほとんどが手狭であると。また、休憩休息のスペースとか仮眠用の資機材を備えていない。消防団員の体力の消耗を回復させづらい施設ではなかったかという問題でございます。

続きまして、そのまま右ページをごらんください。黄色い矢印を引いてございます通り、問題点を受けた課題と検討の方向性でございます。4-1、活動体制の課題と検討の方向性でございます。1番、「災害状況等に応じた招集及び任務班の編成時期」でございます。現在行われております河川等の監視警戒班、あるいは消防団の水防広報班、この班編成はいつ頃行うべきだったのか。また、各班の編成でも、どの班を優先して編成をするのか。実際、台風19号発生下の2日間におきましても、都内では30件の火災が台風と同時に発生をいたしております。火災対応の消火班を考慮いたしました任務班の編成のあり方はどうか。こういった方向性、課題でご検討をお願いしたいと思います。

2番目、「河川越水等による浸水時の機能移転計画」でございます。現在、東京消防庁の全ての消防署におきましては、消防庁舎の浸水被害を想定いたしました機能維持、いわゆるBCPを最優先とした通信、機器の維持、あるいは、これの一時移転。消防車両の一時移動等を骨子とした計画を策定中でございます。当大田区の4消防署においては、基本案の策定についてはほぼ完了を見ております。ただ、これと連動する形で、各消防団、分団本部等の機能移転につきましても検討が必要であります。端的に言いますと、水が迫ってきたら、消防団の可搬ポンプ、積載車等をはじめ、これらを一時的に冠水等を避けて移動していただき、水が引きましたらすぐに戻ってきていただく。そういう移動が必要な資機材の移動先、また移動の時期はどうか。さらには、堤防の急激な決壊、洗掘等、危険が切迫した状況下において、消防団員の避難時期をどうするかということについての検討もお願いしたいと存じます。

3点目、「広範囲の浸水による長時間活動に伴う相互応援体制等」。これは先ほど問題点の項目でも説明させていただきました。消防団同士の応援体制を具体的に検討する必要があるというこ

とでございまして、実は、現在、特別区の2地域、2グループ、合計4つの消防団がモデル消防署に指定をされ、今年の7月から相互応援のあり方を検討、試行しているところでございます。これは人員等を応援に出す際の応援の規模、自分の消防団で保有する資機材のうち、どれぐらいの数をそこに振り分けるのか。あるいは、その人員、資機材はどのような手段で、どのような車両で応援投入をするのかといった角度からの検討をお願いしたいと存じます。ただし、こちらは1点だけお願いがございまして、検討の前提条件として、自らの消防団の管轄区域では大規模水災が発生していない、あるいは発生危険がないという前提での検討をお願いしたいと思います。これは、やはり自分の消防団に被害が発生している中で応援を出せるのかというお話になりますと論点がずれてしまいますので、それが無いという前提でのご検討をお願いしたいと存じます。

続きまして4点目、「住民等からの避難所支援の要請対応」でございまして、消防団の方は消防署と一体となり、各種の災害に直接対応する任務を負っております。しかしながら、各行政区及び地域住民の方が主体となって運営をされております各避難所に対しまして、予見される災害に備えつつも協力できることは何なのか。また、その方法はといった形で検討をお願いできればと考えてございまして、また、その際に予想されます住民の方々への避難誘導のあり方、あるいは要配慮者、要支援者様への避難支援につきましても、同様にご検討をお願いしたいと存じます。

5点目といたしまして、「水災活動時の教育訓練及び安全管理」でございまして、今回もそうでございまして、各種水災現状での活動において、安全管理というのは自らの身を守るという意味で、まず団員自らが行うことは自明の理ではございましてけれども、安全管理を行う指揮者、消防団の階級の高い各指揮者については、それを上回るさらなる知識、あるいは経験が必要ではなからうかと。また、それらにつきましても各団員それぞれが不安をお持ちの面もあると存じます。これらの議論の前提として、水災に対応するための知識、訓練などは今後どのようなものが必要かということ、これは各消防団員の意見を集約した上で検討をお願いしたいと考えてございまして、この意見集約の手段でございまして、これは消防団員に対するアンケートを考えてございまして、アンケート内容につきましては、この後の資料5の説明でご意見を伺いますのでよろしくお願いいたします。

6点目の「情報収集体制の強化」でございまして、これは先ほどご説明いたしました、任務班の編成はいつかというものははじめとして、さまざまな判断をする場合において、台風の進路、被害発生予測をはじめとした、刻一刻と変化していく各地域、各エリアごとの細やかな状況、情報、各種の情報を迅速に収集、把握、分析をいたしまして、最適な対応をその都度行っていく必要がございまして、そのための情報収集体制、あるいは共有をいかに強化していくかという形での検討をお願いいたします。これにつきましても、先ほどと同様、消防団員に対するアンケートを考えておりますのでよろしくお願いいたします。

引き続き、装備資機材、分団本部施設の点でございまして、4-2の1番、「予想を超える水災に対する装備資機材の増強」これにつきましても、先ほどの相互応援を踏まえた現有資機材の増強、新たな資機材の配備などを踏まえた形として、これも意見集約、アンケート結果に基づく検討をお願いしたいと考えております。2番として、「分団本部施設のスペース等の確保及び機能向上」これにつきましては活動拠点となりました現在の分団本部等の機能、また、そのスペースの確保、設備改修、それらの対応が完了するまで、例えば一時的に周辺施設を借用する。こういったこと

も含め、これも同様にアンケート結果に基づく検討をお願いしたいと考えております。

続きまして、資料を1枚おめくりいただきまして次の資料4、これも同様にA3折り込みとなっているページ番号9ページをごらんください。今申し上げました課題及び検討の方向性でございました4点、「災害状況に応じた招集及び任務班の編成時期」、2点目、「河川越水等による浸水時の機能移転計画」、3点目、「広範囲の浸水による長時間活動に伴う相互応援体制」、4点目、「住民等からの避難所支援の要請対応」これらの項目をご検討いただく上での参考資料として、左側のページに現在の消防団の現況を記載させていただきました。まず1番目として、現在の大田区4消防団の定数、現団員数、分団の数、それから機動力のある可搬ポンプ積載車の実数を記してございます。

2点目でございます。これは現在の水災時の招集計画でございまして、特別区の消防団全て斉一のものでございます。

3番目、水災時の活動を行う場合の各任務。それから、任務班それぞれの担当任務について示してございます。これも特別区の全ての消防団斉一のものでございます。

一番下の4番目につきましては、現在、各分団本部等に配備または配置してございます主要な資機材を表記いたしてございます。

続きまして、右側のページをごらんください。1番目、「災害状況等に応じた招集及び任務班の編成時期」でございます。こちらは昨年の台風19号で顕在化した問題点を踏まえ、本年7月から特別区全ての消防団で試行を開始してございます招集活動要領を簡記したものでございます。これは現在、試行中というところでございます。

2番目、「河川越水等による浸水時の機能移転計画」でございます。これは改定されたハザードマップに表示されております多摩川全流域において48時間で588ミリの降雨があった場合の浸水予想区域、この表示の中に設置をされております各消防団の分団本部の数を記してございます。大森、田園調布、蒲田、矢口各消防団ごとに記載をさせていただいております。

3番目、「広範囲の浸水による長時間活動に伴う相互応援体制」でございますけれども、これは皆様もご承知の通り、各消防団は基本的には消防団管轄区域を所管する消防署長の所管のもとに、自己の消防団の管轄区域内で活動をしていただいているところでございます。ただし、例外として、管轄消防署長の下命がある場合は、各消防団は自己管轄区域を超えて活動することができるという法令上の根拠を示させていただいたものでございます。

4番目、「住民等からの避難所支援の要請対応」というところでございます。ここには内閣府から出ております避難所運営のガイドラインと本年度特別区の3地区3グループ、合計7つの消防団で7月から試行をしております避難所支援班の任務を記載させていただきました。実際に7月から城東地域等の3グループの7つの消防団で試行しているものでございます。

大変重畳となりました。資料3、資料4の内容説明につきましては以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。今、説明がありましたけれども、いくつか検討してくださいということが数項目ありましたよね。検討はまた改めてするというところでよろしいんですね。

【矢口消防署警防課長】

すみません、私の言葉足らずで。ご審議をお願いしたいというところでございます。大変申し

訳ございません。

【委員長】

これはまた次回ということですよ。ここではちょっと時間がないと思います。ですから、あくまでも今の説明に対して質問が何かあればしてくださいということによろしいですよ。

【矢口消防署警防課長】

その通りでございます。

【委員長】

そういうことでございますので、ただいまの説明に対してご質問がありましたらよろしく願いいたします。

(意見あり)

【委員】

いろいろご説明をありがとうございました。また、冒頭、去年の台風19号の時に、先ほど区事務局からありましたように、大田区が非常に混乱した最大の理由は何かと言えば、皆さん避難所がわからなかった。いつもの避難所へ行ったらやっていなかったということがありました。そういった問題もあったので、地震災害の時と水害の時の避難所が違うということを皆さんよくわかったと思います。私も区長に水害後にお会いした時に、「区長、もう一緒にしたらどうですか」と言ったら、その通りだということで、早速、対応していただいたことに感謝いたします。

去年の台風19号で非常に大きな被害がありました。ご承知の通り、大田区が多摩川、田園調布等でも水が溢れました。多摩川には7つの水門がありますが、そのうちの2つがいわゆるオート式ではなかった。人が水門を開けなければいけない、閉めなければいけないという状況でございましたので、去年の台風19号を受け、東京都では7つのうちの2つが自動でなかったのを今年度自動にしたという報告を受けております。また、大きく言えば、最近大変多量の雨が降る台風が多いので、小河内ダムの放流についても、国と東京都並びに東京電力で協定を結び、事前に多大な雨が溜まる場合は放流をするということで、3日前に小河内ダムを放流することができるようになり、先日の台風14号の時も小河内ダムが事前に放流をしたということでございます。

そういう中で、特に多摩川が水で溢れた場合、地域性はあると思いますが、田園調布の場合は高台に避難をしなければいけない。あるいは六郷地域、六郷のほうでも去年の台風19号はわずか1メートルぐらいまで水が来たという状況でございました。こういった場合は、やはり高層住宅ですよ。高台がありませんので。やっぱり高層住宅に避難しなければいけないという状況があると思います。そういう意味では、事前に、特に避難しなければいけない人たちはどこに避難をすればいいのか。例えば六郷地域などに言わせると、どこの団地に避難をすればいいのかと。事前にきちんと計画を立てておくことが大変大事なのかなということがあります。例えば、東京都はこういった水害に対し、都営住宅の高層階を利用するという対策を取っております。足立や八王子などは水害で近隣の低層階の人たちが避難しなければいけないという場合、近くにある都営住宅の高層階の空き室を利用する。あるいは集会所が空いていれば利用するというようなことを東京都と地元の区が協定を結んでおけば、いざという時に地域住民が都営住宅の高層の空き家等に避難ができるとなっております。残念ながら大田区はなっておりませんので、先日、そういった提案も区の担当の方にさせていただいたのですが、ぜひ、大田区も多摩川地域の水が溢れそ

うなところの住民の方たちが避難する先の1つとして都営住宅の活用、並びに民間のマンション等でも、事前にそういった契約をして地域の人たちを受け入れるというような体制をつくるのが大事なというのが1点目です。

それから、先週は台風14号がありました。特に伊豆諸島、大島、三宅、八丈島等が大変被害を受けましたので、私は先週、大島と利島へ行ってきました。大島では土砂災害が大変危険だということで、地域の住民が地元の体育館に避難をしたそうでございます。その体育館にも行ってきまされたけれども、そこでは土砂災害の被害の可能性があるので、体育館には避難をさせないで教室に避難をさせていました。もう1つの学校は住民の避難を受け入れましたが、そこにはクーラーが入っておりまして、台風の翌日は大変暑かったわけですが、事前に体育館にクーラーを入れておりましたので、避難した方たちは大変快適だということをおっしゃっていたそうでございます。ぜひ、そういった避難者対策としての事前の準備をよろしくお願ひしたいと思います。

あと、もう1点、最近、水害等で避難をされた避難所の方たちの受け入れを見ますと、今までは体育館の中にたくさん人を詰め込んで、それこそプライバシーもないという状況でしたけれども、最近では、いわゆる段ボールベッドなどを置いて、隣との境も目隠しができるような体制をつくっている自治体もあります。そうしますと、一世帯あたりのスペースが広がりますから、体育館で受け入れられる数が限られてまいります。そうした場合、普通教室をぜひ活用していくことが大事なと思います。危機管理室長にお聞きしますが、大田区はそういった今までの避難所の受け入れ体制について、今後、どのように新しい時代……。今、コロナもございまして、人を密にするということはなかなかできないと思います。そういった意味で、せっかく体育館に避難した人たちをしっかりと受け入れるためには、それだけのスペース、あるいはプライバシーの確保、そして、普通教室の利用等、こういった新しい時代に向けた対策が必要と思いますが、この点をお伺ひして終わります。

【委員長】

それでは、区事務局から答弁してください。

【区事務局】

ありがとうございます。ただいまご意見をいただきました。今回、コロナということでかなりスペースを広く取らなければならないということになりました。この4月にそういうことになって大きく我々も動き出したところでございます。とにかく1つの学校ではスペースが取れませんので、いろいろなところを探さなければいけないということになっています。今、委員からご提案がございました都営住宅につきましても、大田区にもいくつもございまして、今、そこを具体的にどうやって使うか。台風が来る時にどなたがどこへ、そのための鍵をどういうふうに管理するかという具体的な中身を今検討しているところでございます。また、体育館でございますが、もう皆さんもお感じになっていらっしゃると思います。体育館というのは広いですが、冬は寒くて夏は暑い、地べたは堅いので、非常に居心地がいいとは言えません。そこにマットのような敷くものも用意はしてございますが、それでも少なくともくつろげるような場ではありませんので、そういう意味では、今、各教室も使うように。特別教室も含め、そうしたところも活用できるように、我々と学校、教育委員会とも協議を進めているところでございます。とにかくスペースの確保ということで、どこをどうやって使うかということが、我々も、今、悩み続けて

いるところですが。一方では、区民の皆様にもあらゆる手段を使って、これからの台風、風水害対応について、どのようにご自分で行動していただければいいのか。そして、地域の皆様と協力をしてどうやっていくかとういことについて強力に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

【委員長】

段ボールのご質問についても回答をお願いします。

【区事務局】

失礼いたしました。今、各学校に10個ぐらい段ボールベッドを用意してございます。また、そういう協会がございまして、注文すると優先的に作ってくれて、運び込んでくれるという協定を結んでおりますので、その点をご安心いただければと思っております。以上です。

【委員】

ありがとうございます。あと、関連しまして、今後、水害に対して消防団員の方たちがこれから消防団活動をするのにあたって、雨の中で皆さんに活動していただくにあたっては、やっぱりしっかり防寒対策が大事かと思えます。また、これは極端な例かもしれませんが、東日本大震災で津波が来た時に、消防団の方が最後まで住民を避難させるために現地で頑張って津波に飲まれてしまったということもございました。どんな場合が想定されるかわかりませんので、消防団の方が、例えば水の中に腰まで浸かってもしっかり保温ができるように、例えばよくあるじゃないですか、海の中に潜るようなアクア……。そういう水が入って来ないようなものもしっかりと対策を取る必要があるかと思えますので、ぜひ、ご検討をよろしく願いいたします。以上です。

【矢口消防署警防課長】

ただいまのご意見につきましては、次回の審議の際の答申書案に盛り込ませていただき、ご審議をお願いしたいと考えます。以上でございます。

【委員長】

どうもありがとうございます。その他にご質問はございますか。

(意見あり)

【委員】

基本的なところを確認させていただきます。7ページの3-1の居住地団員には参集が早すぎ、待機が長い状況であったということですが、これはどれぐらい早かったのか。あと、いつも早くなるものなのか、それとも今回が特別に早くなったのか。あと、待機している時はどんなことをされているのか、その辺をちょっと確認したかったんですけども。

【委員長】

よろしくをお願いします。

【矢口消防署警防課長】

今回につきまして順を追って説明をさせていただきますと、台風が来るという前に、10月10日(木)から11日(金)にかけて、各消防団につきましては連絡体制の確保、参集、招集の準備、分団施設等の確認。自分のところの分団施設も風、雨で被害を受けないように固定とか、建物内に収納する、あるいは建物周辺の排水溝のつまりの確認等をそれぞれしていただい

たところでございます。10月12日6時00分に水防第二、第三非常配備体制ということで、消防団員の2分の1を招集したところでございます。結果的に、最後、翌13日の朝6時30分、警戒を継続しつつ自宅待機。最終的には、12時00分にその体制が解除となっているところでございます。非常に長い時間、32時間余り待機をしていただいたという形になりました。それから、計画運休を考慮した関係で、遠隔地から招集する必要がある方々を今回考慮して早めにかけてしまったところがございます。

資料4の右側ページの上のほうに、左から警戒レベル、色付きの薄いピンクから災害発生に至るまで徐々に濃い色で、第一、第二、第三、第四、第五というセクション分けをしております。その下のベースが黄色い地の上に矢印等々で表記をさせていただいたもの。ここが現在試行しているところでございます。実際、今年の14号の時には招集までは行かなかったものですから、試行していると言いつつも、まだ実施をされたものではございませんけれども、例えば計画運休等があった場合、居住地団員の方は参集を遅らせる。団長からの招集命令のかけ方、この辺を、今、全ての消防団を含めて試行しようという体制となっております。具体的には、その辺をもう一度念頭に置いていただいて、このぐらいで参集をスタートさせるべきだとか、そうではないというご審議を次回にさせていただければありがたいと思っています。とは申し上げても、なかなかその場でという形にはいきませんので、事務局といたしましては、素案という形でいかがかというものでお諮りすることも考えております。ただいまのご意見を参考にさせていただきたいと思しますのでよろしくお願いいたします。以上です。

【委員】

引き続きなんですが、そうすると。

団本部とかに全員が集まるわけではなく、自宅とかで待機して出動体制を整えておいてくださいということなんです。

【矢口消防署警防課長】

失礼しました。ちょっと詳しく説明させていただきます。今まではイメージとして一定の方がみんな団本部に一斉に行くというイメージかと思えます。今の試行につきましては、ある段階でまず情報収集班を編成しましょう。これは各分団2名でお願いしますと。お二人に分団本部に来ていただいて情報収集にあたってください。ただ、これが次のステップまで仮に時間がかかると、各団長、分団長から交代要員という形で次のお二人に来てと。次のお二人とチェンジしてと。その辺は弾力性をもって運用することによって対応する。情報収集の必要性は先ほども申し上げてきた通りで外すことはできませんけれども、それでは30人、40人が早く集まってやるのかと。そうではないだろうということで各任務班を限定的に、今は試行ではごさいませけれども、初動で2名と。次にございます避難誘導支援班についても、その後数名、あるいは消火班、水防広報班については何名と。この矢印の開始の始点がだんだんにずれておりますけれども、イメージとして一斉にある時期に全ての任務班を集めるのではなく、時系列を念頭に置いて、必要な方たちが必要な時期にタイミングをずらして参集というところを試行で今考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございました。それでは、時間の都合もございませぬので、大変申し訳ございませぬ

が、次に入らせていただきたいと思います。

それでは資料5につきまして、矢口消防署警防課長からお願い申し上げます。

【矢口消防署警防課長】

引き続き、資料5をごらんください。大田区消防団運営委員会の諮問事項に対するアンケート調査の案でございます。資料を1枚おめくりいただきまして資料5。このアンケートの内容につきましては、先般からご説明させていただいた検討事項を盛り込ませていただいております。ここでご意見をいただきまして、アンケートを消防団の方をお願いする。それを回収させていただいて、その結果を踏まえ、次回の審議の中での答申案としてご審議をいただく形を考えてございます。

内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり、1枚おめくりいただくと、アンケートの中で安全管理、安全教育、まず消防団員の方がそれぞれ身を守る部分についてのもの。それから最も大切な情報収集。人から機械に置き換えるということを含めたことについてご意見を伺うと。また、先ほどもご意見をいただきました、本当に必要な装備、資機材は何かと。そういった観点で記載をしてございます。最後に分団本部施設の機能に関する実際の使い勝手。ご自分たちが平素からお使いになっている分団本部施設でございますので、消防団の方が一番生の意見をお持ちだろうというところでのアンケート構成となっております。各分団の部長さんをお願いという形になろうかと思っておりますけれども、全ての団員から意見を伺っていただき、それを各部長以上の方にアンケート用紙におとりまとめいただいて、事務局宛てにご提出をいただきたいと思いますと考えております。

このアンケート結果でございますが、次回の審議の答申案にまず検討結果としての文章表記。それから、別添資料という形でこれを円グラフ等にグラフ化したカラー表示、あるいは集約意見の簡記文記載という形で、次回の審議文面、あるいは別添資料として添えさせていただいてご審議をお願いしようと考えてございます。簡単ではございますけれども、資料5の説明につきましては以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。消防団に関することですが、特に消防団の方からご質問はありますか。

(なし)

それでは、このことも含めまして、今までの中で一括してご質問をお受けしたいと思います。

(意見あり)

【委員】

避難所支援についてお伺いしたいんですけれども。昨年の19号の時、私も各避難所をちょっと回らせていただいたんですが、区の職員は一生懸命やっておりますけれども、やはり人数がどうしても限られていて、人数が圧倒的に少なかったということも痛感しております。現在、城東区の7消防団で試行的に避難所支援班というものをやっておりますということでもありますけれども、この特別区の中の水災時の活動上の任務、今、大田区の現況として現員数の中で、こういった支援班を設置することは可能かどうかというのはいかがなものでしょうか。

【矢口消防署警防課長】

各消防団で定数、現員数、それからどういう階級、どういう資格、どういう技能をお持ちかは、それぞれの団によって異なる部分がございます。この辺を各消防団それぞれの検討という形で、今、試行の体制でやっているところでございます。具体的に申し上げますと、大田区でも比較的高いエリアにある消防団、低地にある消防団、残念ながら地域差はございますので、これはやはり各団に応じた検討。その中でどれぐらいマンパワーとしてお出しできるかというところを議論、検討していただく必要があると考えております。これは各消防団の中で検討されるということもベースとしては必要になる場合があるかと思えます。実際に、今、モデル消防団7地区の7団のというお話もございました。これについては、避難所の避難者様に対して応急救護の必要性があるかないかという情報収集、あるいはその支援をということでございまして、体調管理を含めた救急要請、あるいは一時的にAED、あるいは応急救護資機材を使った初動対応と、これを消防団の方に試行的にやっていただくという形です。119番通報においても、現在、119番は、携帯電話での通報でございます。なかなかその避難所の住所を言ってくださいという時に、何区何町何丁目何番何号と言えない場合が多ございます。そのあたり消防団の方が行っている場所ということであれば、組織的にどこの避難所に消防団員が行っているとなります。一覧リストとして〇〇避難所の住所は何区何町何丁目何番というのはわかってございますので、どこどこ避難所にとりゃえば、そこにすぐに救急隊なりが駆けつけるというところを踏まえた試行でございます。この辺をご理解いただけるとありがたいと存じます。よろしく申し上げます。

【委員】

やはり避難所を開設する時が一番大変な時だと思うんですけども。併せてお伺いしたいのは、資料4の現在の水災時の招集計画がありますね。水防非常配備体制。これにあてはめた時に、避難所の開設というのはどの時点で開設されているのか。第一、第二、第三、第四とありますけれども、第一の前に既に開設されているのか、どの段階で開設いただけるのかをお知らせください。

【委員長】

区事務局のほうからお願いします。

【区事務局】

開設のタイミングというご質問かと思えます。基本的には、ちょうどここでございます3番、いわゆる避難準備を始めてくださいね、それから、高齢者等の皆様は避難を開始してくださいという指示を出すタイミングから遡って開設時間を見積もって、そういうタイミングで開設を始めます。我々としては、そこから開設をしてくださいという指示を出すというのが基本の形でございます。

【委員】

ありがとうございました。

【委員長】

他にございますか。

(意見あり)

【委員】

警防課長にお伺いしたいんですが、浮かび上がった問題点の部分で、先ほどもお話があったんですけども。居住団員の参集が早すぎたということで、いろいろとこれから諮問の中での検討、

議論がされると思いますが、最後のアンケート、分団員に出すアンケートの中で、この点には触れていないのは、この消防団運営委員会で話すので、団員の方たちの意見は既に早すぎたということで集約しているということでしょうか。

【矢口消防署警防課長】

こちらにつきましては、特別区の消防団運営委員会本体がご置います。そちらのほうで、やはり早かったというように結論づけられたと聞いております。それを受けまして、先ほど説明させていただいた時間帯、タイミング、任務班、それから人数も少なめにという形で1回試行をさせていただくと。当然、試行でございますので、うまくいかない部分については、それを再修正、再試行、あるいは改正していくというスキームであるということは本体のほうから聞き及んでございます。以上でございます。

【委員】

ありがとうございます。私も現場で消防団員として参集していた人間として感じたことがこの部分ではあったので。本団からの指示、そして分団長からの指示という形でいろいろと待機、パトロール、情報収集等をやっていたんですけども。やはり、分団本部にも限りがあるので、下のほうにもありますように、待機のスペースが不十分であるというような部分で、本当に小さな場所に10人ぐらいがすし詰め状態で座っているという状態だったものですから、それで独自でパトロールに行く人間、一旦戻って待機をする人間ということで、分団長の指示で分かれたということもあるんですけども。当然、いつもでも戻って来られる体制でということをやっていたんですが、こういったものも、今後、この運営委員会で検討していただいて、本体からのお話があるということですので、やっていただけたらありがたいなと現場の意見として述べさせていただきます。

【矢口消防署警防課長】

ありがとうございます。確かに各分団本部につきましても、各分団本部ごとに広めのもの、そうでない分団本部施設、差異は確かにございます。ご指摘の通りかと思えます。また、補足として、先般の台風の警戒につきましても消防団積載車で警戒をなされた分団と、残念ながら分団積載車が配置されていない分団の方は徒歩で警戒をされた。1つの消防団の中でも差異があるということについては事務局としては認識してございます。以上でございます。

【委員長】

その他、ありますか。

(意見あり)

【委員】

この場をお借りして、2点だけお礼を申し上げたいと思います。まずは、先の19号におかれましては、区長をはじめ、職員の皆さん、そして田園調布消防署長をはじめ職員の皆さん、消防団の皆さん、大変お世話になりましたし、ご尽力をくださいましたことに際しまして御礼を申し上げたいと思います。

2点目は、区長にお礼を申し上げたいのは、早速、4丁目、5丁目に対し施設の手配をしていただきました。これは本当に田園調布の自治会連合会の会長といたしまして、地元を代表してお礼を申し上げたいと思います。そして、今回の委員会が大変有意義であり、また実行されること

を大変希望しております。ありがとうございます。以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。他にはありますか。

(意見あり)

【委員】

私からは、コロナの中で、こういう災害救助とか活動を今後しなければいけないということで、ここにはコロナのことが少し書かれているんですけども、今後のあり方で、訓練をなかなか団としてうまく開催できないとか、開催しているとか、団によってバラつきがあるのではないかと。その辺をお聞かせ願いたいのと、今後、コロナの中で訓練をどのようにしていくのか。あと、救急の活動をされる方であれば、対象者が本当にコロナに罹っていないか、罹っているのかというのは非常に心配されて活動すると思うので、その辺への対応ですね。あと、住民の方々に救急の指導をする研修などについてもそういうことが言えるのではないかと思います。あと、大田区では第三回の定例会の中で手話言語条例ができましたけれども、難聴者の方についてサイレン等が聞こえにくいということで、そういう方々への情報伝達と避難誘導の仕方などもマニュアル等をつくっていただければいいかなと思います。以上です。

【矢口消防署警防課長】

消防団員へのコロナを睨んだ訓練、あるいは、救急なり救護なりというところに携わる団員への感染防止対策という観点と私は理解させていただきましたので、その点についてお答えさせていただきます。まず、訓練につきましては、既に東京都から6月に、いわゆる「新しい日常」に配慮して活動してくださいというような指示ではございます。特別区の消防団におきましても、これを踏まえた3密を避けた形の訓練、というものでございます。実際に各団では1つの狭いところに集まっての訓練は避けよう。あるいは、毎週、機械器具点検を消防団の方が行っています。これも最低限の人員で窓等を開放して行うという対応を取ってございます。また、救急関連、感染防止系ということに関しては、消防団の方へのマスク等の配付、それから感染防止衣というものを配置。これは背中に所属が消防団とわかるものでございますけれども、こちらについても配付をさせていただいております。実際にコロナの陽性、もしくはそれが判明しないというところでの活動は心理的な負担面もあろうかとは思っていますので、消防署から訓練の際、あるいは感染防止衣を配置した際に着方、脱ぎ方の指導について、各消防署単位での各消防団への指導という形を取ってまいりたいと考えております。以上でございます。

【委員長】

それでは、区事務局のほうから。

【区事務局】

ありがとうございます。耳の不自由な方への対応でございます。基本的には、今、スマートフォン等がございまして、そういうものをおそらく活用されているということで考えておりますが、漏れがあってははいけませんので、今後、所管部局と連携しながら、どういった工夫ができるかを検討して考えてまいります。

【委員長】

それではいろいろご意見をいただきましてありがとうございます。これでよろしゅうございま

すか。それでは、恐縮でございますが、今までいただきましたご意見を事務局で取りまとめて、次回の議事に反映をしていただきたいと思います。それでは、議事については終了とさせていただきます。以降の進行につきましては事務局にお任せします。

【区事務局】

委員長、どうもありがとうございました。皆様、本当にお疲れ様でございました。ありがとうございました。それでは、最後に事務局からご報告がございますのでお聞き取りください。防災支援担当課長からご説明申し上げます。

【防災支援担当課長】

私からは別添についてご説明させていただきます。別添をごらんください。次回以降の消防団運営委員会の審議予定ということで記載をさせていただいております。冒頭、委員長からお話がありました通り、今回につきましては3回で答申を出していただきたいと思いますと考えておりまして、第2回につきましては令和3年の2月頃、第3回につきましては令和3年の5月頃を予定しております。具体的な日程調整についてまた後日させていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。また、参考までに、2番といたしまして、大田区内消防団員の現況を記載してございます。こちらには女性団員や学生団員の内訳なども記載しておりますので、今後のご審議の検討事項の参考としていただければと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

【区事務局】

ただいまの別添についての説明でございますが、これにつきましてご質問等はございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、本日は本当にありがとうございました。長時間に亘ってご協力をいただきまして誠にありがとうございます。以上をもちまして、消防団運営委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。